

○埼玉県情報公開審査会への諮問等手続要領

文 第 1 0 5 号

令和 4 年 3 月 9 日

埼玉県警察本部長

埼玉県情報公開審査会への諮問等手続要領の制定について（通達）

みだしのことについては、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に係る行政処分に対する不服申立てについて、審査の公平性をより明確にするため、埼玉県情報公開審査会への諮問等手続要領を別添のとおり制定し、令和4年3月18日から実施するから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県情報公開審査会への諮問等手続要領

第1 趣旨

この要領は、行政不服審査手続規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第5号）第27条の2の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく埼玉県公安委員会に対する審査請求の手続のうち、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例のほか、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 処分所属長 行政不服審査手続規程第4条に規定する所属長をいう。
- (2) 関係所属長 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）が必要と認めた開示決定等に関係する所属長をいう。

第3 諮問の方法

監察官室長は、条例第24条第1項の規定により諮問をするときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書面を審査会に提出するものとする。

- (1) 条例第14条の規定による公文書開示決定等についての審査請求 諮問書（様式第1号）
- (2) 条例第7条の規定による公文書開示請求に係る不作為についての審査請求 諮問書（様式第2号）

第4 諮問書の添付書類

監察官室長は、前記第3各列記に定める書面に、各書面で定める書類等を添付するものとする。この場合において、処分所属長は、監察官室長から当該添付書類等の提出を求められたときは、この求めに応じなければならない。

第5 諮問の取下げ

監察官室長は、諮問に係る審査請求の取下げがあったときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書面を審査会に提出するものとする。

- (1) 審査請求の取下げがあったとき 諮問の取下げについて（様式第3号）

- (2) 諮問の後に、条例第24条第1項第2号に該当することとなったとき 諮問の取下げについて（様式第4号）

第6 諮問に係る通知

監察官室長は、審査会への諮問の手続をとったときは、条例第24条第3項の規定に基づき、同項各号に掲げる者及び処分所属長に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

第7 開示決定等に係る公文書の提出

- 1 監察官室長は、条例第26条第1項の規定により審査会から開示決定等に係る公文書の提示を求められたときは、全ての情報を開示した当該公文書（以下「開示公文書」という。）を審査会に提出しなければならない。この場合において、監察官室長は、処分所属長に対し開示公文書の提出を求めることができるものとし、処分所属長は、その求めに応じなければならない。
- 2 監察官室長は、条例第26条第3項又は第4項の規定により審査会から資料の作成、意見書若しくは資料の提出又は意見の陳述を求められたときは、その求めに応じなければならない。この場合において、監察官室長は、関係所属長に対し必要な資料の作成等の対応を求めることができるものとし、関係所属長は、その求めに応じなければならない。

第8 意見の陳述等

条例第27条第1項に規定する意見の陳述が必要なときは、監察官室長が指定した警察本部の職員がこれを行うものとする。

第9 意見書の提出

条例第28条の規定による審査会への意見書又は資料の提出が必要なときは、監察官室長は、関係所属長に対し意見書又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、意見書又は資料の提出を求められた関係所属長は、監察官室長と必要な調整を図るものとする。

第10 提出資料の写しの送付等

- 1 監察官室長は、条例第30条第1項の規定により審査会から意見書又は資料の写しが送付されたときは、必要によりその写しを関係所属長へ送付するものとする。
- 2 条例第30条第2項に規定する意見書又は資料の閲覧の求めは監察官室長が行い、必要により閲覧した内容を関係所属長に通知するものとする。
- 3 監察官室長は、条例第30条第3項に規定する意見の聴取があったときは、関係所属長から意見を求めることができるものとする。この場合において、関係所属長は、その求めに

応じるものとする。

第11 答申の受理

監察官室長は、条例第32条の規定により審査会からの答申を受理したときは、その謄本を処分所属長に送付するものとする。

実施日

この通達は、令和4年3月18日から実施する。

様式第1号（第3関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

埼玉県情報公開条例第14条の規定に基づく公文書開示決定等について、別紙のとおり
審査請求があったので、同条例第24条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る公文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした実施機関 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求 (審査請求人の種別) ☐ 開示請求者 ☐ 反対意見書提出者	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 公文書開示請求書(写し) ② 公文書開示決定等通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ 反論書(写し)(審査請求人から提出されている場合) ⑥ 意見書(写し)(参加人から提出されている場合) ⑦ 開示の実施を行った公文書(写し) ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 2の「(開示決定等の種類)」及び3の「(審査請求人の種別)」については、該当するものの□をチェックする。

また、部分開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(条例第10条各号、第13条又は文書不存在)を記載する。

2 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

3 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

様式第 2 号（第 3 関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮 問 書

埼玉県情報公開条例第 7 条の規定に基づく公文書開示請求に係る不作為について、別紙
のとおり審査請求があったので、同条例第 24 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る不作為の対象である開示請求の内容	
2 処理期間	開示請求年月日： 処理期限：
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 公文書開示請求書（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 弁明書（写し） ④ 反論書（写し）（審査請求人から提出されている場合） ⑤ 意見書（写し）（参加人から提出されている場合） ⑥ 開示決定等の案 ⑦ 開示しようとする公文書（写し） ⑧ その他参考資料
7 担当所属、担当者名、電話等	

(注) 1 4の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため」、「開示決定をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため」等諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

2 6⑧の「その他参考資料」とは、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので（※）、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）

- ☐ 審査請求取下書（写し）
- ☐ （「審査請求の取下げ」以外の諮問取下げの理由を示す資料の名称）

担 当：

連絡先：

※ 諮問の取下げの理由が行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る開示決定等の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合等）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式第4号（第5関係）

第 号
年 月 日

埼玉県情報公開審査会 御中

埼玉県公安委員会

諮問の取下げについて

諮問（諮問第 号）に係る審査請求事件について、当該公文書の全部を開示することとしたので、当該諮問を取り下げます。

担 当：

連絡先：